

## 全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、公益財団法人千葉県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が千葉県内の指定都市を除く市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行政の国際化に対応するため、市町村等職員（以下「職員」という。）の能力育成を目的として、財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化アカデミー」という。）に職員を研修生として派遣するのに要する経費の一部を助成（以下「助成金」という。）するために必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の対象)

**第2条** 助成金の交付対象となる研修は、国際文化アカデミーの実施するグローバル人材開発コースとする。

### (助成金の額)

**第3条** 助成額は、研修生1人につき20万円を限度として、毎年度予算の範囲内で理事長が定める額とする。

### (助成金の申請)

**第4条** 市町村等の長は、職員が第2条第1項の規定による研修を修了した場合は、様式第1号の助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

**第5条** 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当と認めたときは、申請のあった市町村等の長に様式第2号により助成金の交付決定をするものとする。

### (助成金の交付)

**第6条** 理事長は、前条により交付決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

### (その他)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号

全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付申請書

第 号  
年 月 日

公益財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 様

市町村等の長

印

このことについて、全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 内訳

受講者氏名	研修期間

3 添付書類 研修修了証書（写し）

4 送金先 銀行 支店

科目

口座番号

名義（フリガナ）

様式第2号

全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

市町村等の長 様

公益財団法人千葉県市町村振興協会  
理事長 ⑩

年 月 日付けをもって申請のあった全国市町村国際文化研修所  
研修生派遣経費助成金については、全国市町村国際文化研修所研修生派遣経費助  
成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

1 助成金 円

2 交付年月日 平成 年 月 日